

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び48年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで  
② 昭和48年1月から同年12月まで

私が国民年金の任意加入手続を行った後の国民年金保険料は、夫が定期的に納付してくれていたにもかかわらず、申立期間のみ納付済期間とされていないことに納得できない。

確認の上、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、i) 昭和43年9月から61年3月までの期間及び平成2年2月から3年1月までの期間について、国民年金に任意加入していること、ii) 納付年月日が確認できる昭和63年4月から平成2年1月までの国民年金保険料は、おおむね納期限内に納付されていることを踏まえると、申立人又は申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②とも、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて保険料の納付を妨げるような事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、国民年金被保険者台帳及びA市区町村の電算記録によれば、申立期間②直前の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できるが、A市区町村が保管する申立人に係る検認票には、制度上あり得ない現金納付を行ったことを示す記載が確認できるなど、A市区町村の事務処理には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認

められる。

## 徳島国民年金 事案506

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年12月まで

昭和60年6月に勤務していた県外の会社を退職しA市区町村に戻ってきた際、同市区町村役場で転入手続と合わせて国民年金の加入手続をし、以後、申立期間の保険料を納付した。

確かに納付していたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格の取得に伴い、昭和59年6月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後、申立人が平成11年4月28日付けで現住所のB市区町村に転出するまでの期間において、申立人の国民年金加入手続が行われた形跡は無く、申立期間は、国民年金未加入期間として取り扱われていたことが推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和60年6月に勤務していた会社を退職した際、A市区町村役場において、住所の転入手続とともに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、戸籍の附票において、52年7月20日から平成11年4月28日までの期間について、住所の異動履歴は無く、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付場所等を具体的に記憶していない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から同年12月1日まで

私は、平成3年11月から4年6月までの期間について、A事業所に勤務していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年12月1日となっている。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、平成3年11月1日から4年6月30日までの期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人が申立事業所において平成3年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、4年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立事業所は、当月控除方式にて従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っている旨供述しているところ、申立人から提出された平成3年11月分の給与支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人も控除事実が無いことを認めている。

さらに、オンライン記録によれば、平成3年8月1日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年12月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録に、申立人の氏名等はない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことをうかがわせる関係資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年7月1日まで  
私は、昭和28年3月に学校を卒業した後、A事業所B工場に入社した。約50年前のことであり断言はできないが、私の記憶では、昭和28年4月1日から30年3月10日までの約2年間、同事業所に勤務したはずである。しかし、私の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和29年7月から30年2月までの8か月間しか無い。どうしても納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に照会しても、申立期間当時の関係資料が保管されておらず、申立人の勤務実態を確認することができない上、申立期間当時の複数の同僚から事情を聴取しても、勤務期間に係る具体的な供述は得られないことから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に入社したとする同僚二人及び申立人と同時期に入社したと供述している同僚一人の厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は、いずれも申立人と同じ昭和29年7月1日となっていることが確認できる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立事業所に入社したとする昭和28年4月よりも前の27年2月1日から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した29年7月1日までの記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案371（事案114の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月9日から同年10月21日まで  
② 昭和33年10月21日から38年3月21日まで

平成19年7月に社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間について、昭和38年5月18日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、昭和38年4月\*日に結婚し転居したため、脱退手当金を受領していないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証言者がいることを理由に調査依頼があり、当該同僚から事情を聴取したものの、年金記録の訂正につながる情報は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案372（事案41の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和28年8月25日から30年6月1日まで

私は、昭和28年4月1日から共済組合に加入する30年6月1日までの期間、A事業所（現在は、B事業所）で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間として確認できるのが勤務した覚えのないC事業所（現在は、D事業所）における28年6月1日から同年8月25日までの2か月間のみであることに納得できないので再度申立てを行う。

新たな資料として、申立期間を含む期間に継続して勤務していたことを供述する同僚であったE氏が作成した証明書と同氏の在職証明書を提出する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、多くの同僚が申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、その後同資格を喪失していることが確認できることを判断理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、申立人が、申立期間当時、継続して勤務していたことを供述する同僚が作成した証明書及び当該同僚のA事業所に係る在職証明書を提出したが、当該両証明書とも、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる資料ではな

く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成5年5月まで

私は、A事業所の入社時の面接で、厚生年金保険に加入できる旨、説明を受けて入社した。

申立期間について勤務していたことは確かなので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立期間当時の事業主及び同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の給与台帳等の資料は残っていないが、申立人は製造の補助的な業務に従事しており、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している上、複数の同僚も「申立人は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しているなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られない。

また、オンライン記録において、申立人が記憶している同僚3人のうち、二人には申立事業所に係る健康保険、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、うち一人の同僚から「厚生年金保険の加入について会社に希望を聞かれた。私は、夫の被扶養者として認定されていたため、厚生年金保険の加入を希望しないと回答した。」との供述を得ていることなどから判断すると、当時、事業主は、必ずしもすべての従業員を健康保険、厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間のうち、申立人が65歳に達した日の翌日である平成2年\*月\*日以降については、制度上、厚生年金保険に加入できない期間である。

加えて、B市区町村の国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録において、申立期間を含む昭和61年12月1日から平成6年1月5日までの厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。